

# 京都文教大学大学院臨床心理学研究科 学位論文審査基準

本基準は、京都文教大学学位規則第2章課程博士の審査、第3章論文博士の審査及び第4章修士論文の審査に定める、学位審査の基準を定めるものである。臨床心理学博士および臨床心理学修士の臨床の学位名称に恥じないように、臨床現場との関係深い論文を基本的基準とする。具体的には以下の通りである。

## 1. 課程博士論文審査基準

### (1) 論文内容の審査

論文内容の審査にあたっては下記の観点に照らして、臨床心理学課程博士の称号を与えうる論文であるかどうか審査する。

- ①理論や方法論の構築において、臨床心理学の発展に寄与するような斬新な観点が含まれていること。
- ②先行研究の整理、問題設定、研究方法の選択等、適切な研究方法に基づき、臨床心理学の発展に寄与するような結果が得られていること。
- ③綿密な分析と考察によって、臨床心理学の発展に寄与するような結論を導き出していること。
- ④学術研究論文としての書式を備え、適切な叙述がなされていること。
- ⑤倫理的な配慮が適切になされていること。

### (2) 論文の評価

上記観点を用い総合評価を行い、審査委員会の3分の2以上の出席者によって成立する本審査において、出席者の3分の2以上の賛成をもって合格とする。

## 2. 論文博士論文審査基準

### (1) 論文内容の審査

論文内容の審査にあたっては下記の観点に照らして、臨床心理学論文博士の称号を与えうる論文であるかどうか審査する。

- ①理論や方法論の構築において、臨床心理学の発展に寄与するような、臨床経験に基づく斬新な観点が含まれていること。
- ②先行研究の整理、問題設定、研究方法の選択等、適切な研究方法に基づき、臨床心理学の発展に寄与するような結果が得られていること。
- ③綿密な分析と考察によって、臨床心理学の発展に寄与するような結論を導き出していること。
- ④学術研究論文としての書式を備え、適切な叙述がなされていること。
- ⑤倫理的な配慮が適切になされていること。

### (2) 論文の評価

上記観点を用い総合評価を行い、審査委員会の3分の2以上の出席者によって成立する本審査において、出席者の3分の2以上の賛成をもって合格とする。

## 3. 修士論文審査基準

### (1) 論文内容の審査

論文内容の審査にあたっては下記の観点に照らして、臨床心理学修士の称号を与えうる論文であるかどうか審査する。

- ①理論や方法論の構築において、臨床心理学の発展に寄与する可能性がある観点が含まれていること。
- ②先行研究の整理、問題設定、研究方法の選択等、適切な研究方法に基づき、臨床心理学にとって意味のある結果が得られていること。
- ③綿密な分析と考察によって、臨床心理学の発展に寄与する可能性がある結論を導き出していること。
- ④学術研究論文としての書式を備え、適切な叙述がなされていること。
- ⑤倫理的な配慮が適切になされていること。

### (2) 論文の評価

上記観点を用い総合評価を行い、審査委員会の3分の2以上の出席者によって成立する本審査において、出席者の3分の2以上の賛成をもって合格とする。

## 4. この審査基準に関する事務は、教務部教務課が行う。

## 5. 学位論文審査基準の改廃

この審査基準の改廃は、研究科委員会及び大学運営会議の審議を経て学長の決裁により行う。

## 附則

- 1 この審査基準は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成31年4月1日改正（4.5改正）